

あおぞら診療所だより 2月号

「居宅介護支援事業所あおぞら」の活動ご紹介

看護師長・ケアマネ 安蔵 朱美

「居宅介護支援事業所あおぞら」が開設してから9ヶ月が経ちました。外来診療の中で、在宅での治療が継続できているのだろうか等心配する事が多くなり、往診・訪問診療をはじめとする在宅医療の必要性を日々感じていた中、往診件数も増え、昨年5月より居宅介護支援事業所がオープンになりました。今回は、ケアマネジャー（ケアマネ）の仕事を一部紹介したいと思います。

ケアマネの仕事は患者様からの依頼で開始になる事は勿論ありますが、私の場合は先ず気になる患者様の訪問や聞き取りを行い、介護保険サービスが必要と思われる方に対して介護保険の申請代行を行う事から始まります。流れとしては、申請→訪問調査→認定審査→介護度決定→ケアプラン作成→介護サービス利用…というふうに進みます。申請代行を行ったのみで、ケアマネは他の事業所になる場合もありました。

急を要する場合は申請日より介護保険の利用が可となりますので、介護度を見込んでサービス利用をする事もあります。しかしこの場合、見込んだ介護度より決定した介護度が低かった場合など、サービスが限度額を超えてしまう事もあり、オーバー分が全額自費になってしまいますので要注意です。

入院している方が退院して在宅に移る場合も、同様に要注意と言えます。退院すると同時に、介護を受ける側、介護する側のご家族共に生活が180°変わり、不安が山積みとなります。退院直後の療養生活がいかに安心したものであるかが「要」になります。「居宅あおぞら」第1号の利用者様のケースがそうでした。退院前に病院訪問をし、主治医・看護師・ご家族と現状や今後について話し合いを行い、利用者様・ご家族に必要な介護サービスを導入しました。

サービス事業所の選定においては、ケアマネの手腕の発揮しどころです。事業内容をよく確認し、評判も視野に入れながらご紹介させて頂きます。地理的な状況も含め、地域の介護事業所とのコンタクトも初めてのところが多く苦戦しています。組合員さんからの情報をはじめ、お力を貸して頂きたいところです。

利用者の病状や日常生活動作などは日々変化していきます。その変化や利用者様のご希望に合ったサービスを導入するためには、介護度の見直しが必要になる場合も多く、区分変更申請→訪問調査→認定審査→介護度決定…と、この一連の流れや状況が利用者様一人一人にあるわけです。

外来業務を行いながらのケアマネ業務はととても大変です。しかし、利用者様はあおぞら診療所に関わりのある方が殆どですので、病状やご家族の状況もよくわかり、連携も取りやすく助かっています。がんばりますので、応援よろしくをお願いします。

★往診・訪問診療にも力を入れています！ 現在は月・木・金の午後外来の前の時間に実施しており、寝たきりになってしまったり足腰が弱くなって通院が困難になってきた方で、定期的な医師の診察が必要な方に、計画的な訪問診療を行っています。訪問している方の病状などによって、その他の曜日や夜間や土日などでの緊急往診もしています。現在30件から40件の訪問診療を行っています。他のケアマネさんからのご紹介も増えています。必要な方はぜひご相談下さい。お電話でも結構です。

在宅医療・ケアマネ活動の強化のために…看護師募集中！

お知り合いの看護師をご紹介下さい！

お問い合わせは新田か安蔵まで。

